

平成25年度定期監査結果報告書

1 定期監査実施期日（9日間）

11月13日（水） 14日（木） 18日（月） 19日（火） 20日（水）
21日（木） 22日（金） 27日（水） 28日（木）

2 定期監査実施場所及び現地調査場所 富谷町役場監査委員室及び富谷町武道館会議室

3 定期監査に従事した者

監査委員書記 浅野 康則 郷右近 衛 津久家 直美 相澤 正人

4 定期監査対象課及び立会人

（1）監査対象課

企画部経営企画課 企画部あったかまちづくり推進課 企画部財政課
企画部産業振興課
総務部総務課 総務部町民生活課 総務部税務課
福祉部長寿福祉課 福祉部健康増進課 福祉部子育て支援課
建設部都市整備課 建設部都市計画課 建設部設計業務統括室 建設部上下水道課
教育部学校教育課 教育部学校給食センター 教育部生涯学習課
議会事務局

（2）立会人 部長 課長 局長 所長 参事 課長補佐 次長 副所長 担当者

5 定期監査実施期間 11月13日～11月28日

6 定期監査事項

- ① 財務に関する事務の執行（予算の執行・歳入歳出状況・契約事項・現金の出納管理・財産管理・組織管理・職員の出勤状況等）
- ② 経営に関する事業の管理（業務の運営全般・組織体制・人事管理・企業経営等）

7 定期監査提出調書

工事請負契約状況調・業務委託契約状況調
上半期の予算執行状況及び下半期の予定

8 定期監査当日提示書類

歳入調定伺兼通知書・歳入調定変更伺兼通知書・支出負担行為書・時間外勤務命令簿・タイムカード・年次有給休暇届・使用許可申請書・使用料減免申請書・滞納整理簿・備品台帳・施設の整備及び維持に係る工事及び委託関係書類・物品購入契約関係書（備品購入契約及び物品等の購入で契約金額が20万円を超えるもの）・公用自動車等使用簿

9 監査の方法及び主眼

監査対象課から事前に提出された調書（工事請負契約状況調・業務委託契約状況調）に係る書類及び監査当日に提示を求めた関係書類を基に、地方自治法第199条第4項及び富谷町監査基準第14条により、①町の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか。②町の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうか。

うか。③必要に応じ、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか。④建物等の維持管理が良好であるかどうか。の4項目を主眼に、関係書類の監査を実施した。

10 監査の結果

監査対象課へ事前に提出を求めた「平成25年度工事請負契約状況調」は、平成25年度上半期に修繕工事を含む工事請負契約をしたもの、及び平成24年度からの継続事業や、繰越明許費に基づく繰越事業の工事請負契約金額が130万円を超えるもの、または超える見込みの工事請負契約を対象にしたもので、一般会計73件、水道事業会計8件の合計81件が提出された。また、「平成25年度業務委託契約状況調」は、平成25年度上半期に締結した業務委託契約、及び平成24年度からの継続事業や、繰越明許費に基づく繰越事業の契約金額が50万円を超える業務委託契約と、単価契約による50万円を超えるもの、または超える見込みの業務委託契約を対象にしたもので、一般会計193件、特別会計24件、水道事業会計7件の合計224件が提出された。これらの事業について関係書類の審査を行ったところ、設計、入札、契約締結手続き及び施工、監理等は適正であり、不当性や違法性は認められず、財務に関する事務の執行状況も適正であった。今後、総合評価方式及び最低制限価格が適用となる事業については、内容により十分考慮されたい。また、随意契約については、内容を十分に検証され執行するよう願いたい。

平成25年度上半期における行政事務全般については、住民が安全、安心に暮らすことができるよう、質の高い行政サービスが適切に提供されている。今後も継続的に安定したサービスの提供ができるよう、歳出削減に努力されたい。また、財源確保として、町税等の未納については徴収率向上の努力を怠らず、引き続き一層の縮減に努められたい。補助金、負担金については、例年どおりに交付という事ではなく、その都度検討・精査し、適正な形で交付できるよう、厳しい査定を心掛けられたい。財産管理については、公共施設の維持管理費の抑制、経費の節減に努めるとともに、備品については年度末には棚卸を行う等、管理の徹底を図られたい。組織管理については、今後も組織運営の効率化を図り、適正な経営に努められたい。人事管理については、研修の方針、目標を明確に定め、職員に受講の機会を与えながら、自治体職員としての意識改革及び資質の向上を図られたい。職員の執務については、適切な勤務成績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講じるとともに、職員の健康管理のため、年次有給休暇、代休の取得や時間外勤務には留意されたい。また、職員の有資格を把握し、適正な配置にも留意されたい。監査当日の各課に対する指摘事項、口頭による留意点については、今後、その対応を図られるとともに、当日の課長の出席を取り図られたい。

最後に、平成25年度定期監査を実施するにあたり、関係職員の出席と詳細な説明に配慮をいただきましたことに御礼を申し上げます。

以上、地方自治法第199条第4項の規定により実施した平成25年度定期監査にかかる監査委員の合議による定期監査報告書として、地方自治法第199条第9項の規定により提出します。

平成25年12月 2日

富谷町代表監査委員 阿 部 功

富谷町監査委員 佐藤 克彦